

令和7年 8月 20日

（宛先）

奈良市議会議長

住	所	奈良市あやめ池南五丁目2番18号
議	員	氏
名		太田 晃司

令和7年度(令和7年4月～令和7年7月分)政務活動費収支報告について

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり

令和7年度(令和7年4月～令和7年7月分)政務活動費収支報告書等を提出します。



令和7年度(4月～7月) 政務活動費収支報告書

奈良市あやめ池南五丁目2番18号
自由民主党
太田 晃司

1 収 入

政 務 活 動 費 280,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	9,212	懲罰特別委員会に関する勉強会 講師料等
研 修 費		
広 報 費	266,335	市政報告印刷費(あをがき通信第23号)等
広 聴 費		
要 請・陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	37,840	新聞購入費等
人 件 費		
事 務 所 費	946	事務用品購入費
合 計	314,333	

3 残 額 0 円

項目別一覧表(項目別元帳)

項 目	調査研究費
-----	-------

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和6年11月22日	1,000	3,000	地方議員ネットワーク 年会費 2024年11月～2025年10月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
2	令和7年4月25日	3,332	10,000	日本会議 年会費 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
3	令和7年4月28日	716	2,152	奈良県防災士会 年会費 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
4	令和7年4月28日	1,664	5,000	日本防災士会 年会費 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
5	令和7年5月16日	2,500	50,000	懲罰特別委員会に関する勉強会 講師料
	合計	9,212	70,152	

領収書等貼付用紙

項 目	調査研究費
整 理 番 号	/
領収書等の証拠書類の貼付欄	令和6年度収支報告書のうち調査研究費・整理番号7を参照 別添に令和6年度分支出のコピーを添付
事業名、 使途及び内容等	(令和6年11月22日支払い) 『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費 3,000円 2024年11月～2025年10月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出 4ヵ月 $3,000 \div 12 = 250 \times 4 = 1,000$円支出
調査の概要	

領収書等貼付用紙

項 目	調査研究費
整 理 番 号	7
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に領収証添付
事業名、 使途及び内容等	2024年（令和6年）11月22日支払い 『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費 3,000円 2024年11月～2025年10月 のうち 2024年11月～2025年 3月まで支出 $3,000 \div 12 = 250 \times 5 = 1,250$円支出
調 査 の 概 要	

領 収 書

№992711

奈良市議会議員 太田晃司 様

(金額)

¥3,000,000 円

『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費として

令和6年11月22日 上記正に領収致しました

『明日への選択』地方議員ネットワーク



『明日への選択』地方議員ネットワーク 規約

第一条 本会は『明日への選択』地方議員ネットワークと称する。

第二条 本会は事務局を東京都千代田区飯田橋「日本政策研究センター」内に置く。

第三条 本会は日本政策研究センター発行の月刊雑誌『明日への選択』の読者たる地方議員によって構成し、国論を掲げる憲法、教育、外交、その他社会政策等、日本国主のための各種政策を自らが属する議会において実施し、もって日本国主のうねりを全国から巻き起こしていくことを目的とする。

第四条 本会は前条の目的達成のために以下の活動を行う。

- 一 日本国主のための各種政策の実現、とりわけ日本政策研究センターの運営に基づく政策の実現。
- 二 会員議員による活動体験・情報等の相互交換。
(各党派のコンピニータ上における「データベース」化等々にもあつてはならぬ)
- 三 同じ目的を掲げる国会議員による政策活動（とりわけ教科書等）、及び国総言の各種市民運動（日本会議、教員会等）との連携協力。
- 四 以上のための議員相互の結集、及び『明日への選択』購読議員の拡大。

第五条 本会は第三条の目的に賛同し、かつ第四条の活動に参画を希望し、加えて会費等を納入する議員をもって会員とする。

第六条 本会の役員は以下の通りとする。

- 一 代表幹事（若干名）
- 二 幹事（各ブロックを代表する幹で若干名）
- 三 顧問（非議員を含む若干名）
- 四 事務局長（一名）

第七条 代表幹事は「総会」において選任し、その他役員は代表幹事の選任とする。

第八条 本会の最高意思決定は「総会」において行う。ただし、日常の運営は上記役員をもってなる「役員会」をおき、その決定により行う。

第九条 本会の経費は会費、及び寄付金によってまかなう。ただし、会費は以下の通りとする。

- 一 年額三千元
- 二 期間は振り込まれた日より経費して一年。

第十条 本規約は平成十六年五月一日から施行する。

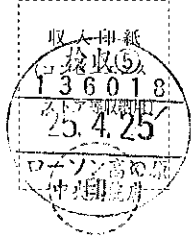
(様式1)

領収書等貼付用紙

振込受領書

(コンビニエンスストア等支払用)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

振込人氏名 奈良市議会議員
太田 晃司 様
お客様番号 No. [REDACTED] 3 20
お支払金額 10000円
内消費税 円
受取人 郵便振替代行センター
日本会議係
受領印 

(お客様控)

項 目	調査研究費
整 理 番 号	2

領収書等の証拠書類の貼付欄	
事業名、 使途及び内容等	(令和7年4月25日支払い) 日本会議 令和7年度分支払年会費10,000円のうち 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出 $10,000 \div 12 = 833 \text{円} \times 11 + 837$ 上記の内、$833 \times 4 = \underline{3,332 \text{円}}$支出

日本会議 語りある国づくりへ 国を愛する新しい国民運動ネットワーク

• サイトマップ

• 入会案内

• お問合せ

• 小

• 史

• 大

検索

• ホーム

• 日本会議とは

• 国民運動

• オピニオン

• 入会案内

• 皆様の声

• 寄付案内



入会のご案内

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
入会申し込み	お支払金額の確認	会員情報入力	会員情報確認	お支払い手続き

誇りある国づくりへ あなたの力を!!

誇りある国づくりのため、あなたも是非「日本会議」にご入会ください。

ご入会いただくと、機関誌・月刊「日本の恵吹」のご送付をはじめ、各種特典があります。

> 入会された方々の声

日本会議会員制度のご案内

私ども日本会議は、元気で誇りある国づくりを目指して、超党派の国会議員懇談会のみなさんとともに、全国で国民運動を推進しています。

北は北海道から南は沖縄に至る都道府県に本部を持ち、10万人ネットワークづくりをめざしています。どうかこの機会に、私どもの国民運動にぜひご参加ください。※ご入会いただくと、機関誌・月刊『日本の恵吹』のご送付をはじめ、各種特典などがあります。

会員種別と特典

		正会員 維持会員 篤志会員 議員会員 女性会員 支援会員				
年 額		1万円	3万円	10万円	1万円	5000円 3800円
メリット1 機関紙『日本の恵吹』毎月送付		○	○	○	○	○
						
メリット2 会員証発行						
						
メリット3 会員バッジ贈呈						
						

領収書等貼付用紙

項 目	調査研究費
整 理 番 号	3

領収書等の証拠書類の貼付欄

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
07-04-28	45242	A93260011
取扱店	カラシヤクショナイ	
払込口座		
払込金額	*2,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

口座番号	振替金額	手数料	合計
00000000000000000000	2000	152	2152

入金額 *2,152
おつり *0

税公金支払い (QRコード) ご利用
キャンペーン実施中 (6月末まで)

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

事業名、
使途及び内容等

2025年4月28日支払

奈良県防災士会	年会費	2,000円
	振込手数料	152円
合計)		2,152円

2025年4月～2026年3月までのうち
2025年4月～2025年7月まで支出
 $2152 \div 12 = 179 \times 11 + 183$ 円
 $179 \times 4 = 716$ 円支出

調査の概要

奈良県防災士会について
定款
特定非営利活動法人 奈良県防災士会 定款

以下、下記アドレスより一部転載

https://bousainara.com/about_us/articles-of-incorporation/

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良県防災士会という。但し、NPO 法人奈良県防災士会と呼称することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県磯城郡三宅町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する一般市民への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 災害救援活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及、啓発、防災まちづくり推進事業
- (2) 防災関連用品用具の普及・提供事業
- (3) 災害被災地への支援事業
- (4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

正会員 特定非営利活動法人日本防災士会の会員であり、この法人の趣旨・活動目的に賛同し、かつ入会した個人。

賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人、団体。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第12章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	植村信吉	副理事長	井上 清	副理事長	奥田英人
理事	古瀬博之				
理事	末田政一	理事	田中太加雄	理事	南上敏明
理事	平井紳二				
理事	伊藤東洋雄	理事	松尾 修	理事	岩野祥子
理事	高岡宏芳				
理事	山口正春	理事	村山 央	理事	柏田勝幸
理事	勝川喜仙				
理事	大北容子	理事	佐古金二郎	監事	大久保喜治
監事	窪井紀子				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 正会員 2,000円
- (3) 賛助会員（個人） 2,000円
- (5) 賛助会員（法人・団体） 1口 20,000円（1口以上）

7 設立当初の主たる事務所は、奈良県磯城郡三宅町大字上但馬1番地の5とする。

領収書等貼付用紙

項 目	調査研究費
整 理 番 号	4

領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に添付
事業名、使途及び内容等	2025年4月28日口座振替 日本防災士会 年会費 5,000円 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出 5,000円÷12=416×11+424 416×4=<u>1,664円</u>
調査の概要	

No. 2025081819
令和7年4月28日

領収書

太田 晃司様

防災士登録 No. XXXXXXXXXX

5,000 円

但 日本防災士会年会費（2025年度）として
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人

日本防災士会

理事長 植村 新吉

東京都千代田区一番町 25 番地

電話：03-3263-1678



特定非営利活動法人 日本防災士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防災士会という。

2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、理事会において別に定める。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町二丁目 12 番 15 号 ザ・ハーミティッジ 202 号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及、啓発事業
- (2) 防災関連用品用具の普及・提供事業
- (3) 災害被災地への支援事業
- (4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び予算決算
- (5) 役員の選任
- (6) 役員の職務
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 支部

(支部)

第38条 本会に支部をおくことができる

2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる者であつて、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 浦野 修

副理事長 松尾好将

理 事 橋本茂、別府茂、大澤サユリ、大住光男、金子勉、川崎隆克、齋藤明子（半田亜季子）、玉田豊徳（玉田三郎）、保坂松男、三木修

監 事 永田充、吉田正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 5,000円

賛助会員（個人） 5,000円

賛助会員（法人・団体） 1口 20,000円（1口以上）

附 則

この定款は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	調査研究費
整 理 番 号	5
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙にて領収書添付
事業名、 使途及び内容等	懲罰特別委員会に関する勉強会 実施期日；令和7年4月15日（火） 10時～11時 会費 50,000円 (証拠書類の額面金額) 参加者20名 50,000円÷20 = 2,500円 (一人あたりの支払額)
調査の概要	詳細は調査研究・研修報告書を参照のこと

印紙税法第五
条別表第一、
一七号の規定
により非課税

領 収 書

No. _____

奈良市議会議員

令和 7 年 5 月 16 日

参加者各位 様

〒630-8238 奈良市高天市町11番地 高天飯田ビル6階

やすらぎ法律事務所

弁護士 星 月 宏 彰

電 話 0742-24-2003

登録番号 T4810427964169

¥ 50,000 -

上記の金額を領収致しました（内訳は下記の通りです）

但し

の件

区 分	種 類	金 額
弁 護 士 報 酬	着 手 金	
	報 酬 金	
	法 律 相 談 料	初回市民法律相談
		一 般 法 律 相 談
	鑑 定 料（書 面）	
	書 類 作 成 手 数 料	
	会 社 設 立 手 数 料	
	登 記 ・ 登 録 手 数 料	
	手 数 料	
	顧 問 料（令和 年 月分）	
	日 当（令和 年 月 日分）	
	講 師 料	45,455 -
	源 泉 所 得 税	
諸 経 費	消 費 税 10%対象	4,545 -
	印 紙 代 及 び 送 達 料	
	記 録 謄 写 料	
	通 信 費	
	交 通 費	
	宿 泊 料	
預 り 金	担 保 保 証 金	
	保 釈 保 証 金	
	予 納 金	
合 計		50,000 -

(様式1)

調査研究・研修報告書

報告日：2025年5月16日

報告者 太田 晃司

氏 名	氏名は別紙一覧へ記載 ㊞	㊞
氏 名	㊞	㊞
氏 名	㊞	㊞

下記の通り報告致します。

項 目	懲罰特別委員会に関する勉強会							
視察又は研修年月日	2025年4月15日							
・事業名 ・視察又は研修先 ・面談者 ・宿泊先	・事業名：懲罰特別委員会に関する勉強会 ・研修先：奈良市議会・大会議室（奈良市二条大路南1丁目1-1） ・研修プログラム： 10時～11時 ・講師：皐月 宏彰 弁護士（やすらぎ法律事務所） ・宿泊：無し							
調査又は研修の概要 ・目 的 ・内 容	・目的： 過去に前例のない委員会の審査を進めていくにあたり、法律の専門家からレクチャーを受け、議員の仕事や責務、懲罰とは何か。懲罰の種類・内容や考え方等について法的観点からそもそも論を講義していただき、質疑応答を行い、学びを深める。 ・内容： 委員会審査を通じて、委員会として妥当と判断した懲罰の種類や考え方等について助言をいただいた（添付資料の目次を参照）							
添付資料	・懲罰特別委員会に関する勉強会 講師料内訳・参加者一覧（1枚） ・懲罰特別委員会に関する勉強会 資料の目次（1枚） ・懲罰特別委員会に関する勉強会開催のお知らせ（1枚）							
費用の内訳	宿泊費	交通費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	タクシー代	その他	合計
					-	-	50,000	¥ 50,000

懲罰特別委員会に関する勉強会 講師料内訳

◎50,000 円（講師料）÷20 名（参加者）=2,500 円（1 人あたり）

◎勉強会参加者（議席順）

榊井隆志、白川健太郎、太田晃司、柳田昌孝、宮池明、早田哲朗、
山口裕司、山本直子、八尾俊宏、山本憲宥、大西淳文、田畑日佐
恵、九里雄二、松石聖一、内藤智司、井上昌弘、北村拓哉、森田
一成、伊藤剛、森岡弘之 計 20 名

懲罰特別委員会に関する議員研修資料の目次

第1 始めに

第2 議会の使命と議員の職責

- 1 議会の地位について
- 2 議会の2つの使命について
- 3 議員の職責について

第3 議会の規律・懲罰について

- 1 議会の品位の保持
- 2 侮辱に対する措置
- 3 議長の秩序保持権
- 4 懲罰
 - ・ 懲罰の種類
 - ・ 懲罰短期時効の原則
 - ・ 懲罰の発議
 - ・ 懲罰の審議
 - ・ 懲罰に関する審決の申請

第4 出席停止の懲罰を司法審査の対象とした最高裁判例について

2025 年 4 月 11 日

議員各位

懲罰特別委員会に関する勉強会開催のお知らせ

(よびかけ人)

山口裕司 北村拓哉 宮池明 森田一成 横井雄一 内藤智司 大西淳文

先の 3 月定例会において設置された懲罰特別委員会が 4 月 9 日に開催され、次回 4 月 17 日の審査で、懲罰動議提出者への質疑や懲罰内容について意見交換が予定されています。

過去に前例のない委員会の審査をすすめていくにあたり、法律の専門家からレクチャーを求める意見が 9 日の委員会で出され、議員の勉強会を開催する形ですすめることで委員長に一任されました。その具体化として、上記のよびかけ人のもと、講師をお招きして議員勉強会を開催する運びとなりました。

講師は、奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正を行うにあたり、法的審査等で携わっていただいた皐月宏彰弁護士（やすらぎ法律事務所）です。勉強会は下記の日程で開催し、議員の自主参加としてすすめますが、ぜひ多くの議員の皆様のご参加をお待ちしています。

記

日時 4 月 15 日（火）10 時～11 時

場所 議会棟 3 階 大会議室

講師 皐月宏彰弁護士（やすらぎ法律事務所）

*講師費用は、政務活動費からの支出とします（参加された議員で折半）

*問い合わせ等ありましたら、共産党・北村までお願いします。

以上

項目別一覽表(項目別元帳)

項 目	廣告費
-----	-----

(單位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和7年4月17日	135,000	135,000	市政報告あをがき通信VOL.23印刷に要した費用
2	令和7年4月21日	87,335	87,335	市政報告あをがき通信VOL.23配布に要した費用
3	令和7年4月25日	44,000	44,000	市政報告あをがき通信VOL.23作成に要した費用
	合計	266,335	266,335	

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	広報費
整 理 番 号	1
領収書等の証拠書類の貼付欄	代引金額領収書 2025年04月17日 集金代行者 佐川急便 奈良営業所 TEL 0570010521 お問合せ送り状No. 5184-7862-5582 代引金額(税込) ¥135,000- 内消費税:¥12,272円 上記金額を領収いたしました。 【決済金種】 ✓:現金 印紙税申告納 付につき下京 税務署承認済 ※本帳票は資格請求書としてご利用いただけません。 ※この商品代金の領収書は、依頼主の委託により発行するものと致します。 ※商品及び代金の内容に関しては、依頼主にお問合せ下さい。 ※領収内容を修正したものは無効となります。 領収書発行者:SGシステム(株)東京都江東区新砂1丁目8番2号 集金代行者:佐川急便(株)京都市南区上鳥羽角田町8番地
事業名、使途及び内容等	市政報告印刷費(名称:あをがき通信第23号) 作成費 135,000円 (30,000枚印刷) 2025年4月17日支払
調査の概要	広報紙内容は別紙を参照のこと

領收書

2025年8月12日.

太田晃司 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパツ

T 617-0003

京都府向日市森本町野田

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 〆指定場所

御請求金額 135,000円 (税込)

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC42828616	品名：あをがき通信vol23 B4 / 両面4色 / コート90 / 30,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	133,900	133,900 1,100
合 計				135,000

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご利用ポイント：2990pt

夢
づくり、
安心
づくり、
奈良
づくり



奈良市議会議員

太田 とうじ



市政報告

あをがき通信

Vol.23

3月定例会のご報告

平素より私の政治活動に温かいご理解を賜り誠にありがとうございます。市議会では任期最後となる新年度の予算審議を含めた3月定例会が2月28日から3月31日まで開会されました。

結果、令和7年度一般会計予算については、予算決算委員会の採決の場で組み替え動議1本、修正予算2本が市議会から提案されたものの、いずれも賛成少数で否決、予算原案についても賛成少数で否決されました。

その後、市長から同予算については議会からの指

摘を受けて撤回申入れがあり、再度提案された予算についての議決が行われ、3月28日に予算成立、31日に残余案件を議決して閉会となりました。

今号では上記の概要を紹介しています。私は今定例会で副議長職に加えて予算決算委員長を兼職させていただき、議会運営にあたらせていただきました。限られた市税をいかに有効に市民に行政サービスとして提供できるか、引き続き議会人としての職責を果たしてまいります。

●経歴 昭和54年(1979年)奈良市生まれ。市立あやめ池小学校卒、大阪明星中学・高等学校卒、関西学院大学法学部卒。
平成25年(2013年)7月より奈良市議会議員(現在3期目)
自由民主党会派に所属、奈良市議会第91代副議長、市民環境委員会委員。

●連絡先 奈良市議会議員 太田晃司事務所
〒631-0033 奈良市あやめ池南5丁目2-18
TEL: 0742-40-5015 FAX: 0742-40-5016
Mail: info@otakoji.net

太田とうじ公式サイト

これまでの市政報告はホームページの書庫からご覧いただけます。

<https://www.otakoji.net>



各種 SNS でも情報発信しています!



フェイスブック公式ページ
<https://m.facebook.com/otakoji.nara>



Ameba 公式ブログ
<https://ameblo.jp/otakoji-nara/>



フェイスブック公式ページ Ameba 公式ブログ

3月定例会

3月定例会では、令和7年度一般会計予算議案について、3月25日の予算決算委員会採決において共産党から組み替え動議、日本の維新の会から修正予算、公明党・自由民主党・新世の会3会派からの修正予算が提案されましたがいずれも賛成過半数に届かず否決となりました。その後、予算原案に対しての採決も賛成少数のため否決となりました。

3月27日に奈良市から予算議案の撤回申入れがあり、28日に再提案があり可決されました。議会から提案した前述の修正提案2本を反映した内容であり、その修正内容は下記の通りとなります。

再提案の一般会計予算で当初から減額された事業

- 防災対策車両整備事業（災害用トレーラー型トイレ整備事業、同トイレ運用）…………… 2,870万円
- 災害用物資備蓄経費（一時避難所用テレビ関連経費）…………… 530万円
- 定住促進事業…………… 523万2千円
- 国際発信事業経費（奈良・サマルカンド特別交流展事業）…………… 6,800万円
- ※令和7年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計予算へ振替
- プレミアム付商品券発行事業経費…………… 6億6,500万円
- 公共交通事業者燃料費高騰対策事業経費…………… 3,000万円

そのほか、財政調整基金の差額調整を含め総額7億1185万2千円の減額となり、一般会計予算は1672億8814万8千円で議決されました。

個別の事業について、私を含め賛成多数で議案が議決された理由については右記 QRコードよりアメーパブログに私の見解を記載させていただいておりますので別途ご確認をいただければと考えております。



可決された新年度予算のうち市民よりご要望を頂いていた主な事業

- 小中学校体育館への空調設置（1億8600万円）
- 高齢者補聴器購入助成（380万円）
- オンライン公共施設予約システムの導入（3518万円）
- あやめ新橋架替工事（3億円）技術業務委託などは別途計上

※その他の論点については5月1日発行の市議会だより NO.162 をご参照ください



あやめ新橋の完成イメージ。あくまで計画段階図です



新年度予算のうち議会から修正要望のあった項目について2つの観点から考えることができます。

1点目は物価高騰対策です。昨今の食料費や燃料費などの価格高騰にともなって、市民生活に大きく負担となっている点への行政からの補助については評価ができるようです。ただその財源については政府からの地方創生臨時交付金対応だけではなく、プレミアム商品券事業のように市の貯金である財政調整基金を切り崩してまで実施するべきものであるか、が問われました。

2点目は中長期の計画に基づいて事業が実施されているかです。たとえば防災予算に関連していえば、災害用トレ-

ラー型トイレについては市民からご要望もあり私も必要性を感じていました。一方で鴻ノ池運動公園一帯を総合的な防災拠点として活用するための計画、物資輸送計画については担当課からの予算要望があったにも関わらず査定結果で予算が計上されませんでした。まずは中期的な計画を策定したうえで、個々に必要な防災事業に着手することが望ましいと考え、今回は議会として見送りをさせていただきました。

いずれも事業そのものに反対をしているのではなく、効果的に市財源を活用できているか、また短期的な視点での事業予算になっていないか等の課題を乗り越えたうえで再度提出を求めるものです。お預かりした市税をしっかりとチェックできるよう引き続き努めてまいります。

委員会で取り上げた主な質疑

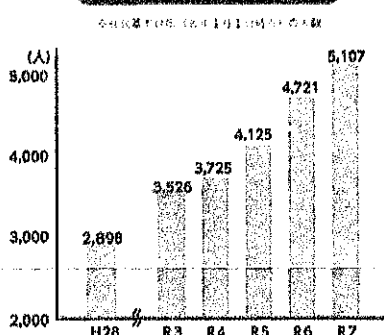
多文化共生事業について

(令和7年3月・予算決算委員会市民環境分科会)

太田 奈良市内在住の外国人住民の人口、また国籍別の内訳について。多文化共生事業の主な事業内容についてお聞きます。

共生社会推進課長 令和7年1月1日現在の奈良市在住の外国人の人口は5,107人、国籍別として人口の多い5か国は、中国1,118人、韓国835人、ベトナム791人、フィリピン336人、ミャンマー298人となっている。外国人が日常生活を送られるなかで「言葉・コミュニケーション」に困っている方が最も多いとの県調査がある。奈良市の窓口課で外国人の諸手続きを行う際の円滑なコミュニケーションツールとして30台の翻訳機導入を予定している。

市内の外国人数の推移



令和7年度当初予算(案)主要な施策項目より引用



奈良市人口は令和7年1月1日現在で34万7187人。1.4%にも相当する人口を占めています。日本そして各国の生活や文化など様々な習慣の違いを理解し合い、尊重し合うことが今後ますます求められます。共生の精神をキーワードに、たとえば外国人向けの情報を一元集約するポータルサイトの立ち上げの必要性など、お互いに暮らしやすい街づくりを目指して行政運営に努めていただくよう意見しました。

高齢者のごみ出し支援について

(令和7年2月・市民環境委員会)

太田 単身の要介護者等でごみ出し支援を必要とされている方への施策について、市役所内では環境部と福祉部と市民部が継続して協議を続けていると伺っているが、現在の動向についてお聞きます。

収集課長 環境部としては現行のステーション方式によるごみ収集体制の維持・管理を行う。3部での協議を経て、地域住民同士の助け合いを促進するコミュニティ型支援を検討しているところ。



令和7年度に福祉部では介護予防ボランティア補助金事業が運用され、現在のステーション収集方式のもとで特定の地域団体が様々な介護予防ボランティア事業への補助メニューの一つとして高齢者ごみ出し支援を盛り込むとのこと。

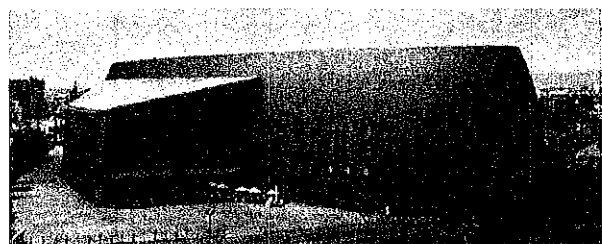
しかし、年々高齢者人口は増加する傾向のなかで、お隣の生駒市では条件に該当する住居へ個別収集する「まごころ収集」をすでに実施しています。環境部に対して福祉部の試験運用と並行して独自の個別収集の可能性についてさらなる研究をいただくよう意見しました。

なら100年会館改修基本計画について

(令和7年3月・予算決算委員会市民環境分科会)

太田 なら100年会館は開館から25年以上が経過しており、これまでもエントランスホールにおいて雨漏りが発生するなど、利用者への影響も大きく、その都度の修繕が実施されてきました。7年度の事業で「なら100年会館改修基本計画」が計上されていますが、この改修基本計画によって、どの程度の時間軸と総額費用を想定しながら施設改修を行おうとしているのか、お聞かせください。

文化振興課長 「なら100年会館改修基本計画」においては、施設の現況を調査するとともに、将来的な施設活用を見据えた改修の方向性を定め、ホールや各室の機能の検討、コスト試算等を行うものである。改修の期間や金額については、基本計画の策定にあたり施設の現況調査を行い、改修内容の見通しを立てたうえでなければ想定が難しい状況であるが、他自治体の事例においては、基本設計及び実施設計に1年から2年、施工期間として1年から2年を要しているケースが見られるところである。



なら100年会館ホームページより引用

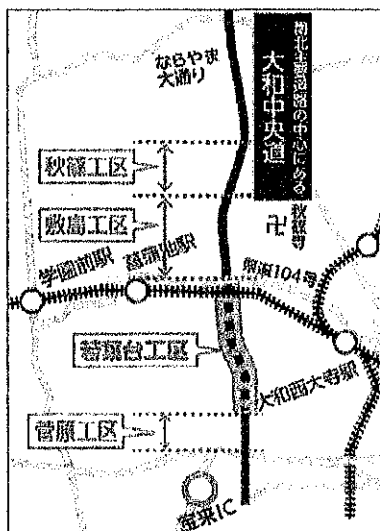


これまで100年会館の個別施設計画がようやく策定をされ、以前より意見をしていた事業だけに一定の評価をさせていただきたいと考えます。現在、奈良県文化会館がまとまった期間で改修のため休館をされています。市内の公共文化施設が同時に休館することは利用の機会損失となるので避けなければなりません。県文化会館リニューアル後も想定しながら、本市の100年会館についても同様のリニューアル工事をしていくことも今後必要ではないか意見しました。

市政情報

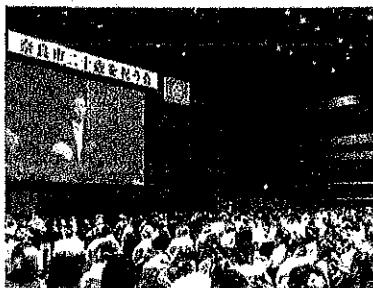
TOPICS

大和中央道(若葉台工区)事業
 新年度予算では、同事業認可の取得に向けて3000万円の設計図書の作成委託費が計上されました。令和6年6月に敷島工区が完成し、阪奈道路までは若葉台工区を残すところとなりました。地域住民の皆様のご理解なくして事業は進みませんが、交通渋滞の緩和や利便性の向上等、事業の必要性は大きいと考えます。丁寧な事業推進を求め今後の動向を注視してまいります。



令和7年度当初予算(案)
 主要な施策項目より引用

1月～3月の主な副議長公務



【1/13】奈良市二十歳を祝う会で成人 3,235 名を対象に奈良県コンベンションセンターで開催されたお祝い行事に参加させていただきました。



【3/2】東大寺での「お水取り(修二会)」に先立ち、奈良市と姉妹都市である小浜市では「お水送り」行事が開催されます。奈良市お水送り親善使節団としてお松明行列に参加させていただきました。



【3/15】旧右京小学校敷地内の跡地活用が進められ、右京コミュニティスポーツ会館が開所され、議会を代表してお祝いの挨拶をさせていただきました。



【3/25】3月定例会では予算決算委員会委員長を兼務させていただき、議事運営に当たらせていただきました。総括質疑が本会議場で行われ委員会採決に臨みました。

あをがきのあとかぎ

我が家の長男は電車好き。通園する幼稚園でも先生からは電車通で知られているようです。おかげで私もずいぶん全国的列車について詳しくなりました。最近私が注目しているのが昨年秋から運行が開始されている近鉄電車の8A系。「やさしば」というベビーカーや大きな荷物を持った旅行客向けにゆったりとしたスペースを設けた乗降扉近くの緑色のシートが特徴です。

乗降客への配慮はホームの付属設備の改良でも見られるようになりました。奈良市では市内の駅施設に対して、人にやさしい鉄道駅整備事業補助経費として国、県、市、近鉄のそれぞれの負担率のもと駅構内のトイレ洋式

化や待合室の自動扉化などバリアフリー事業を進めています。より公共交通機関を利用したくなる駅と駅周辺の街づくりに私も引き続き力を注いでいきます。



(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	広報費
整理番号	2

領収書等の証拠書類の貼付欄

領 収 書	
奈良市議会議員	NO. _____
太田 晃司 様	令和7年4月21日
¥ 87,335.-	
但し5/31付チラシ配布料(消費税10%を含む)	
上記金額正に領収致しました ありがとうございます	
	地域情報ネットワーク株式会社 代表取締役 若林 武良仁 〒630-8113 奈良市法蓮町9-6 ☎ 0742-271361 番代

事業名、使途及び内容等

市政報告配布費 (名称:あをがき通信第23号)

配布費

87,335円

(17,260枚依頼) 2025年4月21日支払

調査の概要

配布先は別紙を参照のこと

令和7年4月15日

御 見 積 書

奈良市議会議員 太田晃司 様

下記の通りお見積り申し上げます。
ご検討の程宜しくお願い致します。

地域情報ネットワーク株式会社

〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町986-2

TEL 0742-27-1061(代表)

FAX 0742-27-1039

担当 〇〇〇〇

見 積 額	87,335 円
-------	----------

○ お 見 積 り 内 容

内 容	ポスティング業務		
配布物内容		配布方法	マイタウン奈良 併配
配布物サイズ	B4	配布日	4月30日～5月2日 配布
納品状態	B5	選別配布	軒並み配布
配布地域	御社指定エリア		

※ 配布物は弊社事務所までご納品いただきますようお願い申し上げます。

(単位=円)

項目	単価	枚数	価格	月数/数量/備考	合計価格
配布基本料	4.6	17,260	79,396	1	79,396
挟み込まず指定					0
					0
					0
					0

小 計	79,396
消費税	7,939
合 計 金 額	87,335

見積有効期間 : 見積提出月より 3ヶ月間

支払い条件 : 銀行口座振込

特記事項 :

- 「配布出来ない世帯」
- ・配布拒否マンション、配布拒否ポスト(ポストにチラシ等を投函しないで下さいと貼紙があるところ)
 - ・個別に配布拒否(弊社に連絡のあった世帯)
 - ・新規住宅地、配布可否未確認マンション
 - ・ポストの見当たらない世帯、ポストにチラシが大量に入っている世帯
 - ・配布するのに危険を感じたり工事等で配布困難のポスト
- ※天候など諸事情により、配布が遅れる場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

2025年8月17日

太田 晃司 様

地域情報ネットワーク株式会社
〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町1380-2
TEL 0742-27-1061 FAX 0742-27-1039
担当 〇〇〇〇

ポスティング
配布完了報告書

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
以下の通り、ご報告申し上げます。

配布物	市政報告 あをがき通信 23号		
配布期間	2025年4月30日	～	2025年5月2日
配布部数	17,260		部
配布地域	○奈良市 17260部		
配布方法	情報紙併配 挟み込まず配布		
報告事項	上記内容にて配布完了		

No.	区域名	部数	▽	配布数	No.	区域名	部数	▽	配布数	御社名	奈良市議会議員 太田晃司	配布物サイズ	B4	▽	折り加工済 (A4以下)
1	青山1・2丁目	480			301	左京3・4・5	1,060			担当者	太田晃司	配布指定			
2	佐保合	720			302	左京1・2・6	960			配布日	5月3日	付配布	4/30~5/2	納品締切	4/23(水)
3	北御門	900			303	朱雀3・4	750			枚数	17,260	枚			
4	中御門	900			304	朱雀5	900			No.	区域名	部数	▽	配布数	
5	南御門	900			305	朱雀1・2・6	730			482	富雄川西1	530		501	豊/台北
6	法蓮山	470			306	朱雀1・2	650			483	鳥見町3丁目	430		502	豊/台東
7	法蓮山	590			307	朱雀3・4	510			484	三條分丘・三條2	590		503	豊/台西
8	佐保小・法蓮西	720			308	朱雀5	500			485	富雄北1丁目	460		504	豊/台南
9	御留木・水門	480			309	神功1・2	800			486	富雄北2丁目	510		505	豊/台南
10	金大寺・女子大	700			310	神功3・4丁目(南)	410			487	富雄北3丁目	230		506	豊/真弓1・2
11	芝辻北・西新辻家	480			311	神功4(北)・5丁目	400			488	富雄北3丁目	230		507	豊/真弓南1・2
12	内侍原・高天市	700			312	平野1・2	800			489	富雄北3丁目	230		508	豊/真弓南1・2
13	芝辻東	940			313	平野3	800			490	三條1・2・3・4	900		509	あすか野北1
14	青山3・4・5・6丁目	680			314	平野4	740			491	鳥見町1丁目	480		510	あすか野南1・3
15	青山7・8丁目	550			315	平野5	670			492	鳥見町2丁目	360		511	あすか野南2
小計		8,070			316	平野6	360			493	三條分丘	610		512	白庭台1・2
51	小西・東向	330			317	平野7	640			494	三條分丘	610		513	白庭台3・4
52	地蔵・小舟	610			318	平野8	540			495	三條分丘	610		514	白庭台5・6
53	地蔵・小舟	610			319	平野9	540			496	三條分丘	610		515	白庭台5・6
54	三條・今井町	700			320	平野10	540			497	三條分丘	610		小計	7,920
55	内侍原	400			321	平野11	540			498	三條分丘	610			
56	内侍原	400			322	平野12	540			499	三條分丘	610			
57	内侍原	400			323	平野13	540			500	三條分丘	610			
58	内侍原	400			324	平野14	540			501	三條分丘	610			
59	内侍原	400			325	平野15	540			502	三條分丘	610			
60	内侍原	400			326	平野16	540			503	三條分丘	610			
61	内侍原	400			327	平野17	540			504	三條分丘	610			
62	内侍原	400			328	平野18	540			505	三條分丘	610			
63	内侍原	400			329	平野19	540			506	三條分丘	610			
64	内侍原	400			330	平野20	540			507	三條分丘	610			
65	内侍原	400			331	平野21	540			508	三條分丘	610			
66	内侍原	400			332	平野22	540			509	三條分丘	610			
67	内侍原	400			333	平野23	540			510	三條分丘	610			
68	内侍原	400			334	平野24	540			511	三條分丘	610			
69	内侍原	400			335	平野25	540			512	三條分丘	610			
70	春日	310			336	平野26	540			513	三條分丘	610			
71	阪内合	320			337	平野27	540			514	三條分丘	610			
72	阪内合	320			338	平野28	540			515	三條分丘	610			
73	阪内合	280			339	平野29	540			小計	11,720				
74	西木辻・東木辻	230			340	平野30	540			奈良市合計	311,650			17,260	
小計		12,540			341	平野31	540			京都府					
101	大安寺6丁目	340			342	平野32	540			No.	区域名	部数	▽	配布数	
102	西木辻・春日中	470			343	平野33	540			754	木津川合1・2・3丁目	520		563	新生駒合
103	大安寺1・2・3	540			344	平野34	540			755	木津川合1・2・3丁目	520		564	新生駒合
104	大安寺4・5	520			345	平野35	540			756	西宮合1・3・4丁目	1,260		565	新生駒合
105	東九条町	510			346	平野36	540			757	西宮合1・3・4丁目	1,260		566	新生駒合
106	東九条町	530			347	平野37	540			758	西宮合1・3・4丁目	1,260		567	新生駒合
107	西宮合6丁目	400			348	平野38	540			759	西宮合1・3・4丁目	1,260		568	新生駒合
108	西宮合6丁目	400			349	平野39	540			760	西宮合1・3・4丁目	1,260		569	新生駒合
109	西宮合6丁目	400			350	平野40	540			761	西宮合1・3・4丁目	1,260		570	新生駒合
110	西宮合6丁目	400			351	平野41	540			762	西宮合1・3・4丁目	1,260		571	新生駒合
111	西宮合6丁目	400			352	平野42	540			763	西宮合1・3・4丁目	1,260		572	新生駒合
112	西宮合6丁目	400			353	平野43	540			764	西宮合1・3・4丁目	1,260		573	新生駒合
113	西宮合6丁目	400			354	平野44	540			765	西宮合1・3・4丁目	1,260		574	新生駒合
114	西宮合6丁目	400			355	平野45	540			766	西宮合1・3・4丁目	1,260		575	新生駒合
115	西宮合6丁目	400			356	平野46	540			767	西宮合1・3・4丁目	1,260		576	新生駒合
116	西宮合6丁目	400			357	平野47	540			768	西宮合1・3・4丁目	1,260		577	新生駒合
117	西宮合6丁目	400			358	平野48	540			769	西宮合1・3・4丁目	1,260		578	新生駒合
118	西宮合6丁目	400			359	平野49	540			770	西宮合1・3・4丁目	1,260		579	新生駒合
119	西宮合6丁目	400			360	平野50	540			771	西宮合1・3・4丁目	1,260		580	新生駒合
120	西宮合6丁目	400			361	平野51	540			772	西宮合1・3・4丁目	1,260		581	新生駒合
小計		7,760			362	平野52	540			773	西宮合1・3・4丁目	1,260		582	新生駒合
奈良南					363	平野53	540			774	西宮合1・3・4丁目	1,260		583	新生駒合
奈良南					364	平野54	540			775	西宮合1・3・4丁目	1,260		584	新生駒合
奈良南					365	平野55	540			776	西宮合1・3・4丁目	1,260		585	新生駒合
奈良南					366	平野56	540			777	西宮合1・3・4丁目	1,260		586	新生駒合
奈良南					367	平野57	540			778	西宮合1・3・4丁目	1,260		587	新生駒合
奈良南					368	平野58	540			779	西宮合1・3・4丁目	1,260		588	新生駒合
奈良南					369	平野59	540			780	西宮合1・3・4丁目	1,260		589	新生駒合
奈良南					370	平野60	540			781	西宮合1・3・4丁目	1,260		590	新生駒合
奈良南					371	平野61	540			782	西宮合1・3・4丁目	1,260		591	新生駒合
奈良南					372	平野62	540			783	西宮合1・3・4丁目	1,260		592	新生駒合
奈良南					373	平野63	540			784	西宮合1・3・4丁目	1,260		593	新生駒合
奈良南					374	平野64	540			785	西宮合1・3・4丁目	1,260		594	新生駒合
奈良南					375	平野65	540			786	西宮合1・3・4丁目	1,260		595	新生駒合
奈良南					376	平野66	540			787	西宮合1・3・4丁目	1,260		596	新生駒合
奈良南					377	平野67	540			788	西宮合1・3・4丁目	1,260		597	新生駒合
奈良南					378	平野68	540			789	西宮合1・3・4丁目	1,260		598	新生駒合
奈良南					379	平野69	540			790	西宮合1・3・4丁目	1,260		599	新生駒合
奈良南					380	平野70	540			791	西宮合1・3・4丁目	1,260		600	新生駒合
奈良南					381	平野71	540			792	西宮合1・3・4丁目	1,260		601	新生駒合
奈良南					382	平野72	540			793	西宮合1・3・4丁目	1,260		602	新生駒合
奈良南					383	平野73	540			794	西宮合1・3・4丁目	1,260		603	新生駒合
奈良南					384	平野74	540			795	西宮合1・3・4丁目	1,260		604	新生駒合
奈良南					385	平野75	540			796	西宮合1・3・4丁目	1,260		605	新生駒合
奈良南					386	平野76	540			797	西宮合1・3・4丁目	1,260		606	新生駒合
奈良南					387	平野77	540			798	西宮合1・3・4丁目	1,260		607	新生駒合
奈良南					388	平野78	540			799	西宮合1・3・4丁目	1,260		608	新生駒合
奈良南					389	平野79	540			800	西宮合1・3・4丁目	1,260		609	新生駒合
奈良南					390	平野80	540			801	西宮合1・3・4丁目	1,260		610	新生駒合
奈良南					391	平野81	540			802	西宮合1・3・4丁目	1,260		611	新生駒合
奈良南					392	平野82	540			803	西宮合1・3・4丁目	1,260		612	新生駒合
奈良南					393	平野83	540			804	西宮合1・3・4丁目	1,260		613	新生駒合
奈良南					394	平野84	540			805	西宮合1・3・4丁目	1,260		614	新生駒合
奈良南					395	平野85	540			806	西宮合1・3・4丁目	1,260		615	新生駒合
奈良南					396	平野86	540			807	西宮合1・3・4丁目	1,260		616	新生駒合
奈良南					397	平野87	540			808	西宮合1・3・4丁目	1,260		617	新生駒合
奈良南					398	平野88	540			809	西宮合1・3・4丁目	1,260		618	新生駒合
奈良南					399	平野89	540			810	西宮合1・3・4丁目	1,260		619	新生駒合
奈良南					400	平野90	540			811	西宮合1・3・4丁目	1,260		620	新生駒合
奈良南					401	平野91	540			812	西宮合1・3・4丁目	1,260		621	新生駒合
奈良南					402	平野92	540			813	西宮合1・3・4丁目	1,260		622	新生駒合
奈良南					403	平野93	540			814	西宮合1・3・4丁目	1,260		623	新生駒合
奈良南					404	平野94	540			815	西宮合1・3・4丁目	1,260		624	新生駒合
奈良南					405	平野95	540			816	西宮合1・3・4丁目	1,260		625	新生駒合
奈良南					406	平野96	540			817	西宮合1・3・4丁目	1,260		626	新生駒合

(様式 1)

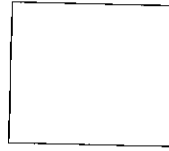
領収書等貼付用紙

項 目	広報費
整 理 番 号	3
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に領収書添付
事業名、 使途及び内容等	市政報告制作費（名称：あをがき通信第23号） 制作費 <u>44,000円</u> 2025年4月25日支払
調査の概要	

領 収 証 E No 033704

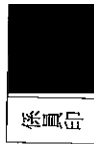
太田晃司 様 2025 年 4 月 25 日

金 額 百万 千 百 十 元
 4 4 0 0 0



金 手 形 込	内 容	金 額
☐ 現 金	振込	40000
☐ 小 切 手	振込	40000
☐ 振 込	振込	40000
	合 計	40000

上記の通り領収いたしました。



KYODO SEIHAI PRINTING **KSP** 共同精版印刷株式会社
 〒630-8013 奈良市三条大路二丁目1番1号
 TEL. 0742-33-1221 (代表) FAX

項目別一覽表(項目別元帳)

項 目	資料購入費
-----	-------

1頁／2頁
(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和7年4月28日	3,500	3,500	奈良新聞(4月分)
2	令和7年5月28日	3,500	3,500	奈良新聞(5月分)
3	令和7年6月27日	3,500	3,500	奈良新聞(6月分)
4	令和7年7月28日	3,500	3,500	奈良新聞(7月分)
	小計	14,000	14,000	一人あたりの負担額2,800円

項目別一覽表(項目別元帳)

項 目	資料購入費
-----	-------

2頁／2頁
(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
5	令和6年11月22日	2,332	7,000	雑誌購読料 明日への選択 2024年12月～2025年11月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
6	令和7年4月18日	3,500	3,500	新聞購入費(3月)奈良新聞
7	令和7年4月25日	1,600	4,800	新聞購読料(日本時事評論) 2025年4月～2026年3月のうち 2025年4月～2025年7月まで支出
8	令和7年4月28日	4,277	6,777	新聞購入費(3月)日本経済新聞
9	令和7年5月17日	3,500	3,500	新聞購入費(4月)奈良新聞
10	令和7年5月27日	4,277	4,277	新聞購入費(4月)日本経済新聞
11	令和7年6月18日	3,500	3,500	新聞購入費(5月)奈良新聞
12	令和7年6月27日	4,277	4,277	新聞購入費(5月)日本経済新聞
13	令和7年7月18日	3,500	3,500	新聞購入費(6月)奈良新聞
14	令和7年7月28日	4,277	4,277	新聞購入費(6月)日本経済新聞
	小計	35,040	45,408	
	小計(会派分)	2,800	14,000	
	合計	37,840	59,408	

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整理番号	1

領収書等の証拠書類の貼付欄

ASA

2025 年 4 月 領収証 12.25.239

顧客No. 

奈良市議会 自民党会派 様

購 読 銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
※ 奈良新聞	1	3,500	¥3,500 [／]
			8%対象 3,241 税 259

※は軽減税率対象 T7150001004607
株式会社アール奈良ニッセイシャ
〒630-8422
奈良県奈良市横井1-708-1
TEL:0120-66-5319 FAX:0742-63-0735



事業名、用途及び内容等

4 月 分 奈良新聞購読料 3, 5 0 0 円 (R7.4.28)[／]

調査の概要

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	2

領収書等の証拠書類の貼付欄

ASA

2025 年 5 月 領 収 証 12.25.239

顧客No.

奈良市議会 自民党会派 様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※ 奈良新聞	1	3,500	¥3,500
			8%対象 3,241 税 259

※は軽減税率対象 T7150001004607
株式会社74com奈良ニッセイシャ
〒630-8422
奈良県奈良市横井1-708-1
TEL:0120-66-5319 FAX:0742-63-0735



事業名、用途及び内容等

5 月 分 奈良新聞購読料 3, 5 0 0 円 (R7.5.28)

調査の概要

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	3

領収書等の証拠書類の貼付欄

ASA

2025 年 6 月 領 収 証 12.25.239

顧客No.

奈良市議会 自民党会派 様

購 読 銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
※ 奈良新聞	1	3,500	¥3,500
			8%対象 3,241 税 259

※は軽減税率対象 T7150001004607
株式会社744奈良ニッセイシャ
〒630-8422
奈良県奈良市横井1-708-1
TEL:0120-06-5319 FAX:0742-63-0735



事業名、使途及び内容等

6 月 分 奈良新聞購読料 3, 5 0 0 円 (R7.6.27) /

調 査 の 概 要

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	4

領収書等の証拠書類の貼付欄

ASA

2025 年 7 月 領 収 証

12.25.239
顧客No.

奈良市議会 自民党会派 様

購 読 銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
※ 奈良新聞	1	3,500	¥3,500 [／]
			8%対象 3,241 税 259

※は軽減税率対象 T7150001004607
株式会社アール奈良ニッセイシャ
〒630-8422
奈良県奈良市横井1-708-1
TEL:0120-66-5319 FAX:0742-63-0735



事業名、用途及び内容等

7 月 分 奈良新聞購読料 3, 5 0 0 円 (R7.7.28)[／]

調 査 の 概 要

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	5
領収書等の証拠書類の貼付欄	令和6年度収支報告書のうち資料購入費・整理番号32を参照 別添に令和6年度分支出のコピーを添付
事業名、 使途及び 内容等	雑誌購入費 明日への選択 令和6年11月22日支払 2024年12月～2025年11月購読料のうち 2025年 4月～2025年 7月分を支出 4か月 $7000 \div 12 = 583$円 (単月) $\times 11 + 587$円 <u>$583 \times 4 = 2,332$円 (支出額)</u>
調 査 の 概 要	

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	32
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に領収書添付
事業名、 使途及び内容等	雑誌購入費 明日への選択 2024年(令和6年)11月22日支払 2024年12月～2025年11月購読料のうち 2024年12月～2025年3月分を支出 4か月 $7000 \div 12 = 583$ 円(単月) $\times 11 + 587$ 円 <u>$583 \times 4 = 2,332$円(支出額)</u>
調 査 の 概 要	

領 収 書

No.983711

奈良市議会議員 太田晃司 様

(金額)

¥7,000,000

『明日への選択』年間購読料(令和6年12月号～7年11月号)として

令和6年11月22日 上記正に領収致しました

日本政策研究



(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	6

領収書等の証拠書類の貼付欄	 領 収 書  区域010-00 全戸No 0329-000お問合せNo 			
	TS150001023451			
	お名前 太田 晃司 様			
	あやめ池南 5-2-18			
	※は軽減税率対象 8%対象 ¥3,500 (税 ¥259)			
	2025年03月 ハート ハートサ			
	銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
	1 ※ 奈良新聞	1	3,500	
	2			
	3			
合 計	3,500 円		領収日 R7年4月18日	
読売センター西大寺 		TEL 0742460663 奈良市菅原東2丁目1-10		
		 		

事業名、 使途及び 内容等	奈良新聞購読料	令和7年3月分	
		3,500円	令和7年4月18日支払

調 査 の 概 要	
-----------------------	--

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	7

領収書等の証拠書類の貼付欄	号冊・No. 046004 日本時事評論購読料領収書 R7年4月25日 太田晃司様 コード番号 (092353) 4,800 税込 (R7年4月 第週から R8年3月 第週まで) / 年 ヶ月分領収いたしました 税率10% 消費税額 436円 (株)日本時事評論社 T753-0817 山口市吉敷赤田四丁目6番38号 TEL 050-35386152 登録番号:T7250001000505 取扱者 継続 郵送 新規 手配
	事業名、使途及び内容等
調査の概要	

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	8
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に添付
事業名、 使途及び内容等	日経電子版 個人プラン 3月分サービス利用料 4, 2 7 7 円 2025年4月28日 口座振替 (株) 日本経済新聞社へ支払 支出証拠書類の 額面金額は6, 777円
調 査 の 概 要	

登録番号：T3-0200-0108-6810

お支払日		2025年04月28日	
ご利用カード名			
ライフ・マスターカード			
当月のご請求金額（弁済金・分割支払金）			
		6,777 円	
当月のご請求金額内訳			
回数指定払い		6,777 円	
ご契約内容			
ご利用カード		ご利用可能枠	ご利用可能額
		200 万円	198 万円
ショッピング		200 万円	198 万円
うち、割賦払い （リボ・分割・ボーナス払い）		200 万円	198 万円
キャッシング		50 万円	50 万円
※上記のご利用可能枠・ご利用可能額は、ご利用代金明細書作成時点を表示しております。			
支払方法		口座振替	
ご指定口座		南都銀行 奈良市役所出張所 普通 *****	
ご名義人		オオタ コウジ	
他契約を同一口座でお支払の場合は、ご通帳へは合計額で表示させていただきます場合がございます。セキュリティ面より口座番号を非表示とさせていただきます。			
LIFEサンクスプレゼントポイント情報			
毎月5日時点			
プログラム期間25年 3月 1日～26年 2月28日			
獲得基本ポイント		6.7	交換済ポイント
			0.0
獲得ボーナスポイント		0.0	交換可能ポイント
			65.5
調整ポイント		0.0	
2026年 2月末で失効になるポイント		58.8	
このうち応募による繰越可能ポイント		58.8	

※ LIFEサンクスプレゼントの対象にならない提携カードは、ポイント表示されません。

10%対象	消費税10%		
0円	0円		

ご利用明細表											
リボ払いの明細書は新規ご利用分のみ記載しております。											
明細 No.	契約		ご利用年月日		ご利用先など				摘要		
	回数	利用者	お支払い手数料 (円)	海外事務手数料 (円)	お支払い総額 (円)	お支払回数 /何回目	当月お支払金額 (円)	お支払残高 当月分含 (円)	基本 ポイント	ボーナス ポイント	ボーナス ポイント 区分
0135	ショッピング		2025/04/01		ニッケイビービー						
	1回	本人			2,500	1回払	2,500	2,500	2.5	0.0	
0134	ショッピング		2025/03/01		日経ID決済						
	1回	本人			4,277	1回払	4,277	4,277	4.2	0.0	

※★は当社とお客さまとの直接の課税取引対象です。

当月お支払金額 合計 (円)	お支払残高 当月分含 合計 (円)
6,777	6,777

※商品の引渡しや役務の提供等がなされていない場合、商品に瑕疵がある場合等においては、お支払方法やお支払金額によっては、お支払いを停止できる場合があります。詳しくはカード会員規約をご覧ください。

リボ払いのお支払（弁済金）内訳表 (単位: 円)			
	ショッピング	キャッシング	合計
前月繰越残高	0	0	0
新規ご利用金額	0	0	0
ご利用残高合計	0	0	0
▼ ▼			
お支払金額	0	0	0
内 お支払元本	0	0	0
内 お支払手数料・利息	0	0	0
翌月以降お支払残高	0	0	0

回数指定払お支払（分割支払金）内訳表 回数指定払い（分割払い、据置1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）について、ご請求予定を表示しています。 (単位: 円)											
明細No.	お支払総額	ご利用金額	手数料	お支払回数 (何回目)	初回お支払金額	月額お支払金額	ボーナスお支払月・金額				最終お支払年月日
							お支払月	お支払金額	お支払月	お支払金額	

お支払い明細

太田晃司 様

ご利用ありがとうございました。
2025年3月のお支払い明細は以下の通りです。

利用日：2025年3月1日

日経電子版 個人プラン 3月分 サービス利用料	4,277円
----------------------------	--------

合計 (10%対象 税込)	4,277円
---------------	--------

内 消費税10%	388円
----------	------

上記料金は全てクレジットカードによるものです。

株式会社日本経済新聞社
登録番号 T3010001033086

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費												
整 理 番 号	9												
領収書等の証拠書類の貼付欄	T5150001023451 区域010-00 全戸No 0333-000 納付金No [REDACTED] お名前 太田 晃司 様 あやめ池南 5-2-18 ※は軽減税率対象 8%対象 ¥3,500 (税 ¥259) 2025年04月 ハートサ <table border="1"><thead><tr><th>銘 柄</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 ※ 奈良新聞</td><td>1</td><td>3,500</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 合計 3,500円 領収日 27年5月17日 読売センター西大寺 TEL 0742460663 奈良市菅原東2丁目1-10 領収印 	銘 柄	部 数	金 額	1 ※ 奈良新聞	1	3,500	2			3		
銘 柄	部 数	金 額											
1 ※ 奈良新聞	1	3,500											
2													
3													
事業名、使途及び内容等	奈良新聞購読料 令和7年4月分 3,500円 令和7年5月17日支払												
調査の概要													

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	10
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に添付
事業名、 使 途 及 び 内 容 等	日経電子版 個人プラン4月分サービス利用料 4, 2 7 7 円 2025年5月27日 口座振替 (株) 日本経済新聞社へ支払
調 査 の 概 要	

お支払日		2025年05月27日	
ご利用カード名		ご契約内容	
ライフ・マスターカード		ご利用可能枠	
		ご利用可能額	
		ご利用カード	
		200 万円	
		199 万円	
		ショッピング	
		200 万円	
		199 万円	
		うち、割賦払い	
		(リボ・分割・ボーナス払い)	
		200 万円	
		199 万円	
		キャッシング	
		50 万円	
		50 万円	
当月のご請求金額（弁済金・分割支払金）		※上記のご利用可能枠・ご利用可能額は、ご利用代金明細書作成時点を表示しております。	
4,277 円			
当月のご請求金額内訳			
回数指定払い		支払方法	
4,277 円		口座振替	
		ご指定口座	
		南都銀行 奈良市役所出張所	
		普通 ****	
		ご名義人	
		オオタ コウジ	
		他契約を同一口座でお支払の場合は、ご通帳へは合計額で表示させていただきます場合がございます。セキュリティ面より口座番号を非表示とさせていただきます。	
LIFEサンクスプレゼントポイント情報			
毎月5日時点			
プログラム期間25年 3月 1日～26年 2月28日			
獲得基本ポイント		交換済ポイント	
4.2		0.0	
獲得ボーナスポイント		交換可能ポイント	
0.0		69.7	
調整ポイント			
0.0			
2026年 2月末で失効になるポイント		58.8	
このうち応募による繰越可能ポイント		58.8	

※ LIFEサンクスプレゼントの対象にならない提携カードは、ポイント表示されません。

10%対象	消費税10%		
0円	0円		

ご利用明細書											
リボ・ショッピング払いの明細書は新規ご利用分のみ記載しております。											
明細NO.	契約		ご利用年月日		ご利用先など				摘要		
	回数	利用者	お支払い手数料	海外事務手数料	お支払い総額	お支払回数	当月お支払金額	お支払残高	基本ポイント	ボーナスポイント	費用
	ご利用金額 ATM利用料（円）		（円）	（円）	（円）	/何回目	（円）	当月分含（円）		ポイント区分	
0136	ショッピング		2025/04/01		日経10決済						
	1回	本人									
		4,277	0		4,277	1回払	4,277	4,277	4.2	0.0	

※★は当社とお客さまとの直接の課税取引対象です。

当月お支払金額 合計（円）	お支払残高 当月分含 合計（円）
4,277	4,277

※商品の引渡しや役務の提供等がなされていない場合、商品に瑕疵がある場合等においては、お支払方法やお支払金額によっては、お支払いを停止できるときがあります。詳しくはカード会員規約をご覧ください。

リボ・ショッピング払いお支払（弁済金）内訳表（単位：円）			
	ショッピング	キャッシング	合計
前月繰越残高	0	0	0
新規ご利用金額	0	0	0
ご利用残高合計	0	0	0
			合計
お支払金額	0	0	0
内 お支払元本	0	0	0
内 お支払手数料・利息	0	0	0
翌月以降お支払残高	0	0	0

回数指定払お支払（分割支払金）内訳表（回数指定払い（分割払い、据置1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）について、ご請求予定を表示しています。（単位：円）											
明細No	お支払総額	ご利用金額	手数料	お支払回数 （何回目）	初回お支払金額	月額お支払金額	ボーナスお支払月・金額				最終お支払年月日
							お支払月	お支払金額	お支払月	お支払金額	

お支払い明細

太田晃司 様

ご利用ありがとうございました。
2025年4月のお支払い明細は以下の通りです。

利用日：2025年4月1日

日経電子版 個人プラン 4月分 サービス利用料	4,277円
----------------------------	--------

合計 (10%対象 税込)	4,277円
---------------	--------

内 消費税10%	388円
----------	------

上記料金は全てクレジットカードによるものです。

株式会社日本経済新聞社
登録番号 T3010001033086

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	//

領収書等の証拠書類の貼付欄	 領 収 書		
	T5150001023451  区域010-00 全戸No 0333-000お問合せNo 		
	お名前 太田 晃司 様		
	あやめ池南 5-2-18		
	※は軽減税率対象 8%対象 ¥3,500 (税 ¥259)		
	2025年05月 ハートサ		
	銘 柄	部 数 金 額	◇左記の通り領収しました
	1 ※ 奈良新聞	1	3,500
	2		
	3		
合 計	3,500 円	領収日 R7 年 6 月 18 日	
読売センター西大寺 		TEL 0742460663 奈良市菅原東2丁目1-10	
			

事業名、 使途及び 内容等	奈良新聞購読料	令和7年5月分	
		3,500円	令和7年6月18日支払

調 査 の 概 要	
-----------	--

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	12
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に添付
事業名、 使途及び内容等	日経電子版 個人プラン5月分サービス利用料 4, 277円 2025年6月27日 口座振替 (株) 日本経済新聞社へ支払
調査の概要	

太田 晃司

様のご利用代金明細書

ライフカード株式会社

神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20
ライフE.D.A
〒225-0014

登録番号：T3-0200-0108-6810

お支払日		2025年06月27日	
ご利用カード名			
ライフ・マスターカード			
当月のご請求金額（弁済金・分割支払金）			
		4,277 円	
当月のご請求金額内訳			
回数指定払い		4,277 円	

ご契約内容		ご利用可能枠	ご利用可能額
ご利用カード		200 万円	199 万円
ショッピング		200 万円	199 万円
うち、割賦払い （リボ・分割・ボーナス払い）		200 万円	199 万円
キャッシング		50 万円	50 万円
※上記のご利用可能枠・ご利用可能額は、ご利用代金明細書作成時点を表示しております。			
支払方法		口座振替	
ご指定口座		南都銀行 奈良市役所出張所 普通 *****	
ご名義人		オオタ コウジ	
他契約を同一口座でお支払の場合は、ご通帳へは合計額で表示させていただきます場合がございます。セキュリティ面より口座番号を非表示とさせていただきます。			

LIFEサンクスプレゼントポイント情報			
毎月5日時点			
プログラム期間25年 3月 1日～26年 2月28日			
獲得基本ポイント	4.2	交換済ポイント	0.0
獲得ボーナスポイント	0.0	交換可能ポイント	73.9
調整ポイント	0.0		
2026年 2月末で失効になるポイント	58.8		
このうち応募による繰越可能ポイント	58.8		

※ LIFEサンクスプレゼントの対象にならない提携カードは、ポイント表示されません。

10%対象	消費税10%		
0円	0円		

ご利用明細表											
リボルビング払いの明細書は新規ご利用分のみ記載しております。											
明細NO.	契約		ご利用年月日		ご利用先など				摘要		
	回数	利用者	お支払い手数料 （円）	海外事務手数料 （円）	お支払い総額 （円）	お支払回数 /何回目	当月お支払金額 （円）	お支払残高 当月分含（円）	基本 ポイント	ボーナス ポイント	ボーナス ポイント 区分
0137	ショッピング				日経10決済						
	1回	本人	2025/05/01								
			4,277	0	4,277	1回払	4,277	4,277	4.2	0.0	

※★は当社とお客さまとの直接の課税取引対象です。

当月お支払金額 合計（円）	お支払残高 当月分含 合計（円）
4,277	4,277

※商品の引渡しや役務の提供等がなされていない場合、商品に瑕疵がある場合等においては、お支払方法やお支払金額によっては、お支払いを停止できるときがあります。詳しくはカード会員規約をご覧ください。

リボルビング払いお支払（弁済金）内訳表				（単位：円）
	ショッピング	キャッシング	合計	
前月繰越残高	0	0	0	
新規ご利用金額	0	0	0	
ご利用残高合計	0	0	0	
				合計
お支払金額	0	0	0	
内 お支払元本	0	0	0	
内 お支払手数料・利息	0	0	0	
翌月以降お支払残高	0	0	0	

回数指定払お支払（分割支払金）内訳表											
回数指定払い（分割払い、据割1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）について、ご請求予定を表示しています。											
明細No	お支払総額	ご利用金額	手数料	お支払回数 （何回目）	初回お支払金額	月額お支払金額	ボーナスお支払月・金額				最終お支払年月日
							お支払月	お支払金額	お支払月	お支払金額	

お支払い明細

太田晃司 様

ご利用ありがとうございました。
2025年5月のお支払い明細は以下の通りです。

利用日：2025年5月1日

日経電子版 個人プラン 5月分 サービス利用料	4,277円
----------------------------	--------

合計（10%対象 税込）	4,277円
--------------	--------

内 消費税10%	388円
----------	------

上記料金は全てクレジットカードによるものです。

株式会社日本経済新聞社
登録番号 T3010001033086

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費																									
整理番号	13																									
領収書等の証拠書類の貼付欄	YC[®] 領 収 書 T5150001023451 区域010-00 全戸No 0333-000お問合せNo お名前 太田 晃司 様 あやめ池南 5-2-18 ※は軽減税率対象 8%対象 ¥3,500 (税 ¥259) 2025年06月 ハートサ <table><thead><tr><th>銘</th><th>柄</th><th>部</th><th>数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>※ 奈良新聞</td><td>1</td><td></td><td>3,500</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>3,500 円</td></tr></tbody></table> ◇左記の通り領収しました 領収日 R7年7月18日 読売センター西大寺 TEL 0742460663 奈良市菅原東2丁目1-10 領収印	銘	柄	部	数	金 額	1	※ 奈良新聞	1		3,500	2					3					合 計				3,500 円
	銘	柄	部	数	金 額																					
1	※ 奈良新聞	1		3,500																						
2																										
3																										
合 計				3,500 円																						
事業名、用途及び内容等	奈良新聞購読料 令和7年6月分 3,500円 令和7年7月18日支払																									
調査の概要																										

(様式1)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	14
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙に添付
事業名、 使途及び内容等	日経電子版 個人プラン6月分サービス利用料 4,277円 2025年7月28日 口座振替 (株)日本経済新聞社へ支払
調査の概要	

太田 晃司

様のご利用代金明細書

ライフカード株式会社

神奈川県横浜市青葉区荏田西 1-3-20

ライフ E. D. A

〒225-0014

登録番号：T3-0200-0108-6810

お支払日 2025年07月28日

ご利用カード名
ライフ・マスターカード

当月のご請求金額（弁済金・分割支払金）

4,277 円

当月のご請求金額内訳

回数指定払い 4,277 円

LIFEサンクスプレゼントポイント情報

毎月5日時点

プログラム期間 25年 3月 1日～26年 2月28日

獲得基本ポイント 4.2

交換済ポイント 0.0

獲得ボーナスポイント 0.0

交換可能ポイント 78.1

調整ポイント 0.0

2026年 2月末で失効になるポイント 58.8

このうち応募による繰越可能ポイント 58.8

※ LIFEサンクスプレゼントの対象にならない提携カードは、ポイント表示されません。

10%対象	消費税10%		
0円	0円		

ご利用明細表
リボルビング払いの明細書は新規ご利用分のみ記載しております。

明細 NO.	契約		ご利用年月日		ご利用先など				摘要			
	回数	利用者	お支払い 海外事務		お支払い総額 (円)	お支払回数 /何回目	当月お支払金額 (円)	お支払残高 当月分含 (円)	基本 ポイント	ボーナス ポイント	ボーナス ポイント 区分	費用
	ご利用金額 ATM利用料 (円)		手数料 (円)	手数料 (円)								
0138	ショッピング		2025/06/01		日経 1 D 決済							
	1回	本人										
	4,277		0		4,277	1回払	4,277	4,277	4.2	0.0		

※★は当社とお客さまとの直接の課税取引対象です。

当月お支払金額 合計 (円)	お支払残高 当月分含 合計 (円)
4,277	4,277

※商品の引渡しや役務の提供等がなされていない場合、
商品に瑕疵がある場合等においては、お支払方法やお支払金額によっては、
お支払いを停止できる場合があります。
詳しくはカード会員規約をご覧ください。

リボルビング払いお支払（弁済金）内訳表 (単位:円)			
	ショッピング	キャッシング	合計
前月繰越残高	0	0	0
新規ご利用金額	0	0	0
ご利用残高合計	0	0	0

お支払金額				合計
内 お支払元本	0	0	0	0
内 お支払手数料・利息	0	0	0	0
翌月以降お支払残高	0	0	0	0

回数指定払お支払(分割支払金)内訳表 回数指定払い(分割払い、据置1回払い、2回払い、ボーナス一括払い)について、ご請求予定を表示しています。											(単位:円)
明細No	お支払総額			お支払回数 (何回目)	初回お支払金額	月額お支払金額	ボーナスお支払月・金額				最終お支払年月日
		ご利用金額	手数料				お支払月	お支払金額	お支払月	お支払金額	

お支払い明細

太田晃司 様

ご利用ありがとうございました。
2025年6月のお支払い明細は以下の通りです。

利用日：2025年6月1日

日経電子版 個人プラン 6月分 サービス利用料	4,277円
----------------------------	--------

合計 (10%対象 税込)	4,277円
---------------	--------

内 消費税10%	388円
----------	------

上記料金は全てクレジットカードによるものです。

株式会社日本経済新聞社
登録番号 T3010001033086

項目別一覧表（項目別元帳）

項 目	事務所費
-----	------

（単位：円）

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類の 額面金額	内 容
1	R7.4.28 ✓	2,310	2,310	事務用品（テープのり）
2	R7.5.28 ✓	2,420	2,420	事務用品（コピー用紙）
計		4,730	4,730	一人当たりの負担額946円

領収書等貼付用紙

項 目	事務所費
整理番号	1

領収書等の証拠書類の貼付欄

領収証

№ 019643

自由民主党奈良市議会

様

2025年4月28日

金額

¥ 2310-

内 ¥210-

但 842140

消費税等

10%

上記正に領収いたしました

現金

✓

小切手

文具と事務用品株式会社

株式会社

代表取締役 西村 隆平
奈良市秋篠新町2-2-1
登録番号 T7150001001240

係

事業名、
使途及び内容等

事務用品（テープのりTG-210-10P）

2,100円×1箱＝2,100円

消費税

210円

計

2,310円

調査の概要

制米鹽

田
正
財

文具と事務用品の専門店
株式會社 文房

代表取締役

代表取締役

T 631-

TEL

TEL FAX

TEL:

(011)

二、臨時

下記の通りご請求申し上げます。

[illegible]

***税抜明細**

摘要：奈良市議会議事務局 上地様

【振込先】南都銀行 J R 奈良駅前支店 当座

り
そ
な
銀
行
近
鉄
西
大
寺
支
店
通
面
通

株式会社タカギ
方)タカギ
登録番号T7150001001240

十
四

¥2.314

10%対象税込合計

10%对象外税

外税

領収書等貼付用紙

項 目	事務所費
整 理 番 号	2

領収証

№ 019808

自由民主党奈良市議会 様

2025年 5月 28日

金 額

9 2 4 2 0 -

内 1220-

但 842895

消費税等 10%

上記正に領収いたしました

現 金

✓

小切手

文具と事務用品株式会社

株式会社

代表取締役 西村 平

奈良市秋篠新町2-2-1

登録番号 T7150001001240



係

事業名、
使 途 及 び 内 容 等

コピー用紙

2, 200円×1箱=2, 200 円

消費税 220 円

合 計 2, 420 円

調 査 の 概 要

No. 842895

三
四
五

下。己の唯一の楽しみは、母を養つてあげること。母が上つた。

10%対象税込合計	¥2,420	(220)	10%対象外税
-----------	--------	---------	---------

要 摘
： 税抜明細
奈良市議会議務局 土地様代引き

【振込先】南都銀行 J R 奈良駅南支店 普通
りそな銀行 近畿西大寺支店 普通
株式会社タカギ 力) タカギ 登録

以そな銀行近鉄西大寺文店 管理
株式会社タカギ 登録番号17150001001240

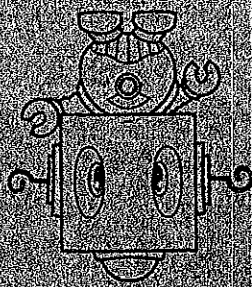


政務活動費収支報告資料

口座振替分 預金通帳写し

NANTO

UD-FONT

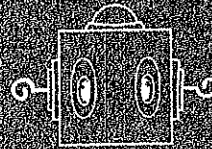
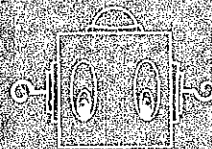
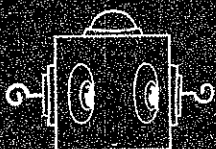
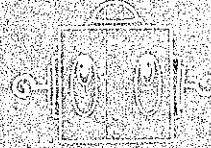
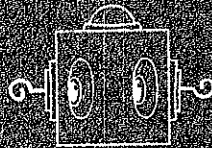
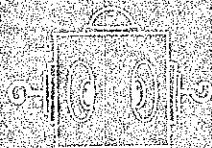


普通預金通帳

太田 晃司 様

店番 025 口座番号

TAKE
TO
THE
FUTURE



南都銀行

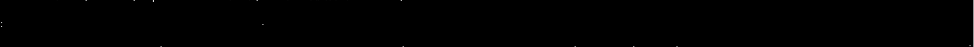
©SOCKS&IDEAL YOSHIOKA



3



07-04-28	信販 C	6,777 ライカート (カ) 4,277 + 2,000
07-04-28	口座振替	5,000 SMBC (シブミネット)



07-04-28 信販 C 6,777 ライカート (カ) 4,277 + 2,000
07-04-28 口座振替 5,000 SMBC (シブミネット)



3 07-05-27 信販 C 4,277 ライフカード" (カ
4 07-06-27 信販 C 4,277 ライフカード" (カ

5
6 07-07-28 信販 C 4,277 ライフカード" (カ
7
8
9
0